



発行日： 2017/10/25 時刻： 22:10

主 題： コミュニケーション5 文書番号： 4.05

発行 者： 大会組織委員会

宛 先： 全参加者

ページ数： 1/1

添付書類： なし

【サービス車両駐車パスおよび選手移動車両駐車パスについて】

1. 駐車パスは、サービス受付にてお渡しします。その際、必ず該当車両の登録番号（例：豊橋300れ1234とすると「1234」）を申告し、事務局にて記載します。番号忘れ無いようあらかじめ調べて来てください。
11月4日、5日は、駐車パスに記載された車両以外、新城総合公園に入場できません。
2. サービスパーク内は、競技車両およびオフィシャル車両を除き「サービス車両」（水色）の駐車パスをダッシュボードに掲示された車両以外入場および駐車できません。サービス車両は、南口から入場し、南口から退場すること。
3. 「選手移動車両」（緑色）の駐車パスを掲示された車両は、北グラウンド駐車場にしか駐車できません。選手移動車両は、北口から入場し、北口から退場すること。
4. 上記のルールを守っていない車両を発見した場合、直ちに総合公園から退場を命じます。従わない場合、ウインドウへの「駐車違反警告表示」および「強制撤去」等の措置を講ずる場合がありますので、ご注意ください。（昨年、悪質な駐車違反がありました！）

